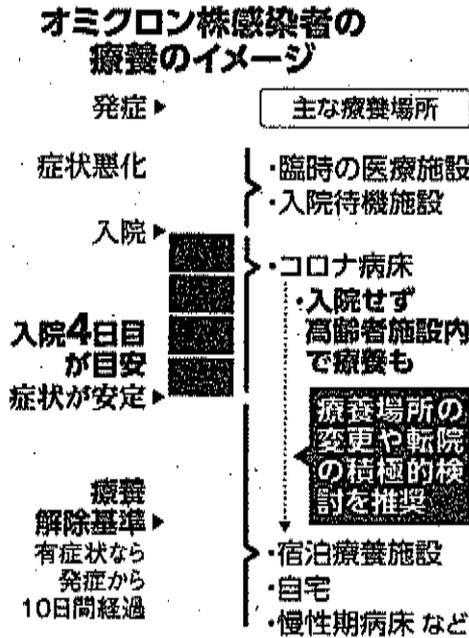


# 入院から4日で 「自宅療養検討を」 厚労省、病床以外を強化へ

厚生労働省は8日、新型コロナウイルスの軽症患者について、コロナ病床以外での療養を強化する方針を打ち出した。一度コロナ病床に入院しても、症状が早



厚生労働省の資料を参考に作製

く安定すれば、入院から4日間をめぐりに転院などを積極的に検討するよう推奨する。高齢患者の増加に対応し、施設にいながら療養できる体制の整備も急ぐ。

コロナ感染者で症状がある場合、厚労省は療養解除の基準を発症日から10日間経過後と定めている。コロナ病床で治療を受け、重症化の恐れが低くなった段階で、療養期間中でも自宅などでの療養に切り替えることは従来も可能だったが、今回初めて目安を示した。国立病院機構の全国67病院の1月の診療データを分析した結果、入院患者1321人のうち、入院から4日経てば、酸素投与が必要ない「中等症2」以上となった患者は0・9%（12人）

にとどまった。これを受けて、入院を0日目として4日目以降、酸素投与が必要ない中等症1以下であれば「重症化の恐れが低くなった」と判断でき、宿泊施設や自宅への療養場所の変更や、慢性期病床をもつ後方支援病院などへの転院を、積極的に検討するよう推奨することにした。

高齢者は、軽症だった場合、入院が長引くことによる体の機能の低下のほうの問題になる可能性がある。そのため、早めに退院したり、入院せず高齢者施設にいながら療養したりできるように、医師や看護師を施設に派遣する体制の整備を急ぐ。8日には後藤茂之厚労相が、高齢者施設などに看護職員を派遣する場合、派遣元に支払う補助の上限を1時間あたり5520円から8280円に引き上げると表明した。（下司佳代子）